

岡山県南部水道企業団建設工事の最低制限価格計算式の公表等の試行に関する要領

制 定 平成19年 4月20日

最終改正 平成21年 4月 1日

(趣旨)

第1条 この要領は、岡山県南部水道企業団が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）について、最低制限価格（消費税及び地方消費税相当額を除いたものをいう。以下同じ。）の計算式の公表等を試行するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(試行する事項)

第2条 岡山県南部水道企業団が発注する建設工事において、最低制限価格を設ける場合に、次に掲げる事項を試行する。

- (1) 最低制限価格の計算式を事前に公表すること。
- (2) 最低制限価格を入札執行時に決定し、入札執行後に公表すること。

(最低制限価格の計算式等の公表時期等)

第3条 最低制限価格の計算式は、インターネット上の岡山県南部水道企業団のホームページに掲載するほか、当分の間、総務課においても書面により一般の閲覧に供するものとする。

2 最低制限価格は、落札者が決定した日の翌日からインターネット上の岡山県南部水道企業団のホームページに掲載するほか、当分の間、総務課においても書面により一般の閲覧に供するものとする。

(最低制限価格の決定方法)

第4条 最低制限価格は、次の計算式により算定するものとする。

予定価格（消費税及び地方消費税相当額を除いたものをいう。） $\times X / 100$

(Xは、70～80の1単位の変数)

2 入札執行者は、入札者が入札書を指定の場所に提出後開札前（郵便による入札の場合は、開札直前とする。）において、抽選を行うものとし、数値をXに代入して最低制限価格（算出された価格の千円未満を切り捨てた額）を算定する。

3 開札の結果、予定価格の制限の範囲であって前2項の規定により算定した最低制限価格（以下「当該価格」という。）以上の入札が1以上あれば、当該価格を最低制限価格と決定し、入札者（郵便による入札の場合は、立会人とする。以下同じ。）に発表するもの

とする。ただし、予定価格の制限の範囲内のすべての入札が当該価格を下回った場合は、前回の抽選の数値未満の変数により再度抽選を行い最低制限価格を算定するものとし、以降、当該価格以上の入札が1以上又は変数が70となるまでこれを繰り返して最低制限価格を決定し、入札者に発表するものとする。

附 則

この要領は、平成19年4月20日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。